

第14回

大網白里市農業委員会総会議事録

令和8年6月9日（火）

農村環境改善センター 農事研修室

第14回大網白里市農業委員会総会議事録

- 1、開催日時 令和8年6月9日(火)
- 2、開催場所 農村環境改善センター 農事研修室
- 3、招 集 者 大網白里市農業委員会会長 内 海 亮 一
- 4、出席委員(17名)

1番 八角 功 次	2番 高 橋 政 人
3番 吉 原 孝	4番 齋 藤 勉
5番 三 木 年 彦	6番 大 野 勝 弘
7番 岡 本 佳 之	8番 菅 谷 祐
9番 平 賀 久 雄	10番 川 寄 篤 之
11番 加藤岡 一 弘	12番 内 山 充 弘
13番 中 村 和 敏	14番 板 倉 小百合
15番 内 海 亮 一	16番 梅 原 英 男
17番 今 関 喜 明	

5、欠席委員 なし

6、議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
(整理番号1~4)

第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
(整理番号1~19)

第5 議案第3号 大網白里市農用地利用集積等促進計画案への意見聴
取について

第6 議案第4号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の
状況その他事務の実施状況の公表について

第7 議案第5号 農地利用最適化推進委員の辞任について

第8 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

(整理番号1)

第9 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

(整理番号1~4)

第10 報告第3号 農地の転用事実に関する照会について

(整理番号1~4)

7、農業委員会事務局職員

事務局長	野口裕之	主査	北田尚史
主任書記	長谷川聡彦	書記	細谷美月

◎開 会

○議長 ただいまより、第14回大網白里市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数は、17名中、17名で定足数に達しておりますので、第14回大網白里市農業委員会総会は成立しております。

(午後3時01分)

◎議事録署名委員の指名

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名について、お諮りいたします。

議事録署名委員は、議長から指名させていただくことで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認め、議事録署名委員は、中村和敏委員および板倉小百合委員をお願いいたします。

◎会議書記の指名

○議長 続きまして、日程第2、会議書記の指名は、事務局職員の北田主査を指名いたします。

◎議案第1号（整理番号1～4）

○議長 続きまして、日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

○議長 事務局から議案第1号、整理番号1から4について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の1ページをご覧ください。

整理番号1、申請地は、富田字東向野、現況地目、畑の2筆、面積1,800㎡を売買により所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は経営規模拡大のため、義務者は高齢により耕作できないため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面の1ページをご覧ください。

中央やや左下に1-1と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料、1ページから4ページまでになります。

1ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1] 基本要件」は全て該当しないものと思われます。

次に、整理番号2、申請地は、富田字西向野、現況地目、畑の2筆、面積1,781㎡を売買により所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は経営規模拡大のため、義務者は高齢により耕作できないため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面の1ページをご覧ください。

中央やや左下に1-2と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料、5ページから8ページまでになります。

5ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1] 基本要件」は全て該当しないものと思われます。

続きまして、議案書の2ページをご覧ください。

整理番号3、申請地は、柳橋字堰場、地目、田の1筆、面積1,537㎡を売買により所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は経営規模拡大のため、義務者は高齢により耕作できないため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面の2ページをご覧ください。

左上に1-3と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料、9ページから12ページまでになります。

9ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1] 基本要件」は全て該当しないものと思われます。

次に、整理番号4、申請地は、星谷字米津割、地目、畑の1筆、面積1,564㎡を使用貸借により、権利設定しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は相手方の申出によるため、義務者は高齢により耕作できないため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面の1ページをご覧ください。

中央やや右に1-4と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料、13ページから16ページまでになります。
13ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1]基本要件」は全て該当しないものと思われます。

議案第1号の説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号1の案件につきまして、菅谷祐委員、お願いいたします。

○菅谷委員 それでは、議案第1号整理番号1について調査報告申し上げます。
理由としては、事務局説明のとおりです。

権利者と義務者は親戚関係です。

6月7日、今井推進委員さんと現地を確認し、義務者は遠方のため電話で、権利者は自宅に赴き、お話を聞きました。

権利者は専業農家で、農機具施設もそろっており、意欲的な農業者で畑作を中心に耕作しています。

申請地は、耕作地に近く、利便性がよいことから、ネギ、落花生などの栽培面積を増やしたいため、義務者に土地を購入したいと相談したところ、合意しました。

義務者は高齢により耕作ができないことから、農地を手放したいと考え、親戚である権利者に話をしたところ、今回の申請に至っております。

申請地は、ピーマンなどの作物が栽培されていました。

権利者、義務者は申請内容に間違いのないことです。

問題ないと思われますが委員の慎重なる審議をお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号2の案件につきましては、今関喜明委員、お願いいたします。

○今関委員 はい。それでは整理番号2の調査報告をいたします。

5月31日、北田推進委員と権利者宅へ伺い、お話を聞いて参りました。

義務者は電話での対応で、内容は事務局説明のとおりです。

申請地は綺麗に管理され、数種類の野菜も作付されておりました。

何ら問題はないと思いますが、各委員の皆さんの慎重審議よろしく願います。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

次に整理番号3及び4の案件につきましては、高橋政人委員お願いいたします。

○高橋委員 はい。それでは、議案第1号、整理番号3について調査報告を申し上げます。

内容については事務局説明のとおりです。

6月2日、齊藤推進委員さんと現地を確認後、権利者宅を訪問し、確認を行いました。

現地は田植えも終わっていて綺麗に管理されていました。

義務者は高齢により耕作できないため、また体が不自由なため耕作できないので、五、六年前から権利者に耕作をお願いしていたそうです。

このたび、相手方から申出があり購入することにしたそうです。

権利者は東金市の認定農業者であり、機械もそろっておりますことから、何ら問題はないと思われますが、委員の皆様の慎重なる審議をお願いいたします。

続きまして、議案第1号、整理番号4について調査報告を申し上げます。

内容については事務局説明のとおりです。

6月2日に齊藤推進委員さんと現地を確認後、義務者宅を訪問し、お話を伺いました。

権利者へは、電話で話を伺いました。

権利者と義務者は親子になります。

権利者の現住所は千葉市となっておりますが、農家である親元ですでに農業に携わっており、今後自身も本格的に営農を行っていくことを考えているため、親の農地を正式に借りることにしたとのことでした。

機械や経験もすでに備わっていることから、問題はないと思われますが、委員の皆様の慎重なる審議をお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより議案第1号、整理番号1から整理番号4について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともにならないようですので、これにて議案第1号、整理番号1から整理番号4に対する質疑を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

○議長 議案第1号、整理番号1について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号1は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 議案第1号、整理番号2について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号2は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 議案第1号、整理番号3について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号3は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 議案第1号、整理番号4について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号4は、原案のとおり許可することに決定いたします。

◎議案第2号(整理番号1～19)

○議長 続きまして、日程第4、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

なお、本日審議いただく議案第2号、整理番号1から19の案件は、権利者が同一人で関連がありますので、議案第2号、整理番号1から19の案件を一括して上程し、審議をお願いしたいと思います。これにご異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議ないということですので、事務局から議案第2号、整理番号1から19について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。

議案書の3ページから12ページをご覧ください。

本案件については、整理番号1から19の転用面積が合計43,229.84㎡であり、3,000㎡を超えるため、本日の総会での審議を経た後、一般社団法人千葉県農業会議で開催される定例常設審議委員会に諮問することになりますのでご報告いたします。

また、転用面積が4haを超えるため、本案件は、定例常設審議委員会での諮問結果を付した上で、千葉県農林水産部農地・農村振興課の決裁案件となり、審査の過程において関東農政局と協議を実施するものとなりますので併せてご報告させていただきます。

議案第2号、整理番号1、申請地は、経田字下ノ前、田が1筆、字梨子ノ木、畑が1筆、字三ノ作、田が2筆、合計面積4,543㎡、整理番号2、経田字下ノ前、田が1筆、面積3,000㎡、整理番号3、経田字下ノ前、田が2筆、合計面積2,999㎡、整理番号4、経田字下ノ前、登記地目、田が2筆、字梨子ノ木、畑が1筆、字三ノ作、田が3筆、合計面積3,627㎡、整理番号5、経田字梨子ノ木、畑が1筆、面積75㎡、整理番号6、経田字梨子ノ木、畑が1筆、面積20㎡、整理番号7、経田字梨子ノ木、畑が1筆、面積632㎡、整理番号8、経田字梨子ノ木、畑が1筆、字下之目、田が1筆、字塔妻、田が1筆、合計面積5,967㎡、整理番号9、経田字梨子ノ木、畑が1筆、字塔妻、畑が1筆、合計面積1,933㎡、整理番号10、経田字梨子ノ木、畑が1筆、面積450㎡、整理番号11、経田字梨子ノ木、畑が1筆、面積360㎡、整理番号12、経田字梨子ノ木、畑が1筆、面積291㎡、整理番号13、経田字三ノ作、田が2筆、合計面積5,295㎡、整理番号14、経田字三ノ作、田が1筆、字塔妻、田が1筆、合計面積5,648㎡、整理番号15、経田字三ノ作、田が1筆、面積1,781㎡、整理番号16、経田字下之目、田が5筆、合計面積2,951.84㎡、整理番号17、経田字塔妻、田が2筆、合計面積2,522㎡、整理番号18、経田字塔妻、畑が1筆、面積535㎡、整理番号19、経田字塔妻、田が1筆、面積600㎡、それぞれに賃借権を設定し、店舗・駐車場用地にしようとするものでございます。

権利者及び義務者は、議案書のとおりでございます。

申請位置は、別添資料の図面3ページの2-1から2-19と示す箇所でございます。

計画の詳細は、別添の詳細資料、17ページから126ページまででございます。

なお、本案件を含めた全体の開発区域面積は経田字梨子ノ木の宅地2筆、面積357.99㎡を含め、43,587.83㎡であります。

まず、本案件の事業実施の前提条件となる、農振除外や地区計画の決定手続きについて説明させていただきます。

申請地は、元々、農振農用地区域内でありましたが、本件「店舗及び駐車場用地」の築造を目的とし、農業委員会として、令和5年2月に開催した農地部会及び総会において、農振除外の審議を行い、除外支障なしと判断をしております。

その後、千葉県における事業計画の審査、同意を経て、令和6年5月17日付で、大網白里農業振興地域整備計画が変更され、農振農用地から除外済みであります。

農振除外後、申請地は、原則として建築物の建築ができない市街化調整区域内に立地していることから、本件事業の実施を踏まえ、事業者から都市計画法における地区計画の提案がなされ、周辺環境に配慮しつつ沿道型商業業務機能を適切に誘導することを目標に、市において令和7年5月30日付けて国道128号沿道経田字三ノ作地区計画の決定を行っており、都市計画法上の土地利用が可能な区域となっております。

計画概要は、複合商業施設の築造で、物販店舗4棟、飲食店舗1棟、サービス業店舗3棟を整備するものです。

建物の構造は、それぞれ平屋建ての鉄筋コンクリート造で、各店舗の建築面積は、合計で11,105.82㎡でございます。

なお、駐車台数は、約750台でございます。

事業を行う理由は、申請地は大網白里市の中心部にあり、国道沿いに位置しており、立地もよく、大網白里市内はもとより、東金・茂原方面からの集客も見込め、雇用の促進及び地域の活性化も見込めることから計画されたとのことであります。

続きまして農地転用許可基準の立地基準でございます。

農地区分は、申請地は、農地法施行規則第45条第2号に定められている、市区町村役場の出入口から、1キロメートルの範囲内で宅地率が40パーセントを超えている区域にあたることから、第2種農地に該当すると考えられます。

続きまして、一般基準でございます。

農地転用目的実現の確実性につきましては、資金計画書が添付されており、全額を自己資金により賄う計画でございます。

なお、金融機関発行の残高証明書、損益計算書、貸借対照表が添付されておりますことから、資力及び実現性に支障はないものと考えられます。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿を確認したところ、支障ないものと考えられます。

次に、周辺農地の営農条件への支障が生じる恐れにつきましては、敷地内は山砂により埋立てを行い、周囲にブロック土留めを設置して土砂の流出を防止する計画となっていることから、土砂の流出、日照や通風に影響がないものと考えられます。

次に排水施設の有する機能への支障が生じる恐れにつきましては、雨水は区域内に雨水調整池を設置し、抑制をし、オリフイスで絞り、放流する計画であり、汚水・雑排水については、公共下水道へ接続する計画であります。

雨水排水については、土地改良区、地元区、及び農家組合の確認を受けております。

以上のことから、周辺の農地に係る営農条件に支障を生じる恐れはないものと考えられます。

最後に、他法令との関係につきましては、都市計画法の開発行為申請、県残土条例、道路法、市法定外公共物管理条例に基づく手続き等、必要な関連手続きの申請書類等の写しが添付されております。

議案第2号の説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

議案第2号、整理番号1から19の案件につきまして、菅谷祐委員、お願いいたします。

○菅谷委員 それでは、議案第2号、整理番号1から19について、同一事業ですので一括して調査報告申し上げます。

内容については事務局説明のとおりです。

6月1日、代理人に電話で確認を行いました。

計画内容は、複合商業施設及びそれに付帯する駐車場用地の農地転用となります。

申請地は市の中心部にあり、国道沿いに位置しており、立地条件もよく、十分な集客が見込めることと、雇用の促進や地域の活性化にも繋がるため、計画されたとのことでした。

伺った計画の概要は、山砂により埋め立てを行い、排水については、汚水は公共

下水道へ接続、雨水はかなり大規模な開発になりますので、貯水槽及び調整池で抑制し、既設水路へ放流するとのことでした。

雨水の放流については、地元関係団体等と協議により、同意を得ており、同意書を添付しているとのことでした。

また、開発地域は道路、水路で分断された5区画に造成し、店舗を建設する計画とのことで、開発区域内の道路及び排水路もあわせて整備し、関係部署に対する申請も行われているとのことでした。

これらの施工内容についても関係機関等の同意書が添付されているとのことでした。

先ほど事務局から説明がありましたとおり、農振除外においても、農業委員会としても除外に支障がないと判断している案件でもあり、その後、地権者等の同意に基づき、地区計画により、都市計画の決定もなされているとのことでした。

かなり大規模な事業ではありますが、地域住民の合意形成も図られているようであり、関係する他法令の手続きも適切に行われていると思われますので、特に問題ないと思われますが、委員の皆様の慎重な審議をお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、議案第2号、整理番号1から19の案件について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともにないようですので、これにて議案第2号、整理番号1から19の案件について質疑を終結いたします。

なお、議案第2号、整理番号1から整理番号19については、同一事業のため、一括して採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議ないものと認め、採決いたします。

○議長 議案第2号、整理番号1から整理番号19は、原案のとおり許可相当、とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号1から19は、原案のとおり許可相当、とすることに決定いたします。

○議長 採決の結果、議案第2号、整理番号1から19につきましては、原案のとおり許可相当として、県知事に意見書を送付いたします。

○議長 続きまして、日程第5、議案第3号「大網白里市農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について」を議題とします。

事務局から議案第3号、整理番号1から2について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の13ページをご覧ください。

農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を定める場合、「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項」の規定により、市町村等に農用地利用集積等促進計画案の提出を求めることができるとされております。

本案は、同条第3項に基づき、大網白里市長から農業委員会長に意見を求められたものでございます。

議案書の14ページ「農用地利用集積等促進計画案総括表」をご覧ください。

権利の設定を受ける者は2人、権利の設定をする者は2人、権利の設定をする農用地の筆数および面積は、田が2筆で、面積3,001㎡、畑が2筆で、面積1,500㎡、合計面積4,501㎡でございます。

次に、議案書の15ページをご覧ください。

農地中間管理機構から権利の設定を受ける者の農業経営の状況等でございます。

次に、議案書の16ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画案でございます。

今回の契約種別および件数は、新規が2件でございます。

それでは、整理番号1から2の、所在地名の大字、地目および筆数、合計面積、設定期間、対価の支払い、契約種別の順に説明させていただきます。

なお、借受人と貸付人の住所、氏名および備考につきましては、議案書のとおりでございます。

整理番号1、細草、畑が2筆、1,500㎡、10年、金納、10a当たり10,000円、新規。

整理番号2、四天木、田が2筆、3,001㎡、5年、物納、10a当たりコシヒカリ1等米1俵、新規。

なお、整理番号1から2の権利の設定を受ける者につきましては、農用地利用集積等促進計画の認定基準である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条

第5項の各要件を満たしているものと認められます。

議案第3号の説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、新規契約の農用地利用集積等促進計画の案件について、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より、調査結果の報告をお願いいたします。

○議長 整理番号1の案件につきましては、内山充弘委員、お願いいたします。

○内山委員 はい。それでは、議案第3号整理番号1について調査報告を申し上げます。

理由としては事務局の説明のとおりです。

5月31日に片岡推進委員さんと申請地を確認後、貸付人、借受人宅を訪問しお話を伺いました。

貸付人は、以前より申請地を借受人に作付けをお願いしていたため、引き続き権利設定の願いを伝えたそうです。

借受人は、引き続き貸付人の要望を受けて、申請地を借受け、作付けを行いたいと申し出ておりました。

また、借受人は個人から、同人が代表を務める法人に変更されている旨の話もされておりました。

貸付人、借受人ともに今回の申請に間違いないと回答いただき、申請地についても綺麗に管理されていたことから、問題ないと思われますが、委員の皆様の慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 ご苦勞様でした。

整理番号2の案件につきましては、吉原孝委員、お願いします。

○吉原委員 はい。それでは、議案第3号、整理番号2について報告いたします。

内容は、事務局説明のとおりです。

5月31日に内山推進委員さんと、貸付人には電話で、借受人には会って話を聞きました。

内容に間違いはないとのことで、申請の田は以前より借受人が耕作をしていましたが、今回、正式に権利の設定をしたとのことです。

借受人は認定農業者で、地域の主要的な農家です。

機械設備も十分整っており、問題ないと思いますが、委員の皆様の慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦勞様でした。

これより、整理番号1から2について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて整理番号1から2に対する質疑を終結いたします。

それでは、議案第3号、整理番号1から2について、一括して採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしと認め、採決いたします。

それでは、議案第3号、整理番号1から2について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第3号、整理番号1から2の案件は、原案のとおり承認することを決定いたします。

◎議案第4号

○議長 続きまして、日程第6、議案第4号「令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」を議題とします。

それでは、事務局から議案第4号について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の17ページをご覧ください。

議案第4号でございます。

本案は、農林水産省経営局長からの通知によりまして、農業委員会は、その区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標等を内容とする指針を定めるよう努めるとともに、指針を定めた場合には公表しなければならないとされております。

また、最適化活動の透明性を確保するため、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について総会において、農業委員会の最適化活動の実施状況および最適化活動の目標の達成状況について点検・評価を行い、公表するにあたり、意見を求めるものでございます。

なお、公表方法は、市のホームページへの掲載を予定しております。

はじめに、大項目1、農業委員会の状況でございます。

1、農業委員会の現在の体制 及び、2、農家・農地等の概要は、議案書に記載のとおりでございます。

次に、議案書の18ページをご覧ください。

大項目2の「最適化活動の実施状況」でございます。

「1 最適化活動の成果目標」、(1) 農地の集積、①現状及び課題、②目標は、議案書に記載のとおりでございます。

③実績では、今年度末の累計集積面積607haに対しまして、農地面積は2,280haで、今年度末の集積率は26.6%、目標に対する達成率は98.7%となります。

次に(2) 遊休農地の発生防止・解消、①現状及び課題、②目標は、議案書に記載のとおりでございます。

議案書の19ページ、③実績、ア、既存遊休農地の解消のα、緑区分の遊休農地の解消では、緑区分の遊休農地はございませんでした。

次にb、黄区分の遊休農地の解消では、黄区分の遊休農地の解消に向けた工程表の策定状況は、議案書に記載のとおりでございます。

その下、イの新規発生遊休農地の解消では、0.3haの緑区分の遊休農地が農地転用したことにより解消されました。

その下、④その他は、農地の利用状況調査に関する項目でございます。

利用状況調査は、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様にご協力いただきまして、7月から9月に調査を実施いたしました。

調査内訳は緑区分の遊休農地が4.2haとなっており、前年度より3.2haの増加、黄区分の遊休農地が14.3haと、前年度より、2.6haの減少となっております。

活動は概ね計画どおり実施することができたものと考えられます。

次に(3) 新規参入の促進、①現状及び課題、②目標は、議案書に記載のとおりでございます。

議案書の20ページ、③実績は、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した面積は、1.3haでした。

次にその下、「2 最適化活動の活動目標」、(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標および(2) 活動強化月間の設定、①目標、②実績は、議案書に記載のとおりでございます。

次に、議案書の21ページ、(3) 新規参入相談会への参加、①目標は、議案書に記載のとおりでございます。

②実績は、千葉県園芸協会が開催する「千葉県農林水産就業相談会」へ出席いたしました。

最後に、目標の達成状況の評語については、農林水産省経営局長からの通知による「目標の達成状況の評語の適用方法」に照らし、農業委員では『目標に対して期待通りの結果が得られた』、推進委員では『目標に対して期待を（やや）下回る結果となった』でございました。

議案第4号の説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から議案説明がありましたが、これより質疑に入ります。

本議案につきましては、農地利用最適化推進委員も発言を許可いたしますので、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第4号に対する質疑を終結いたします。

それでは、議案第4号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長 総員賛成により、議案第4号の案件は、原案のとおり承認することを決定いたします。

◎議案第5号

○議長 続きまして、日程第7、議案第5号「農地利用最適化推進委員の辞任について」を議題とします。

それでは、事務局から議案第5号について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書22ページをご覧ください。

農地利用最適化推進委員地区割の第6地区で農地利用最適化推進委員を務めていただいていた、武田修氏より、5月23日付けで、一身上の都合により、農地利用最適化推進委員の職を辞任したいとの届出がありました。

つきましては、農業委員会等に関する法律第23条に定められております「農地利用最適化推進委員の辞任」について、「推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる」と規定されておりますので、農業委員の皆様の審議をお願いいたします。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から議案説明がありましたので、これより質疑に入ります。
ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第5号に対する質疑を終結いたします。

それでは、議案第5号について、原案のとおり辞任を承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第5号の案件は、原案のとおり承認することを決定いたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長 事務局どうぞ。

○事務局 ただ今、辞任が承認されましたので、第6地区農地利用最適化推進委員の補充について、説明させていただきます。

今回の補充につきましては、大網白里市農地利用最適化推進委員の選任に関する規則第9条第2項に「推進委員に欠員が生じた場合は、第3条第2項に規定する地区における欠員を当該地区において補充するものとする」と規定されておりますので、今後の補充スケジュールについて、お知らせいたします。

続きまして、募集に係る手続きの周知でございますが、規則第5条で、「募集を行う場合は、次の各号に掲げる方法により周知を努めるものとする。」と規定されております。

(1) 掲示場への掲示

(2) 市広報紙への掲載

(3) 市ホームページへの掲載

(4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める方法

今回は、掲示場への掲示、市ホームページへの掲載、農家組合回覧での周知を行いたいと考えております。

次に推薦及び募集の期間でございますが、規則第6条で「推薦及び募集の期間は、農業委員会長が別に定める日から起算して28日間とする。」と規定されていることから、最速、最短で想定しますと、6月11日(木)から7月8日(水)までとなります。

なお、この期間内に推薦、応募がなかった場合は、期間を延長することとなります。

次に、6月30日の役員会時に農地利用最適化推進委員候補者評価委員を数名選出いたします。

今回の評価委員は、農業委員4役で行いたいと考えております。

その後、ホームページにて、推薦、応募の最終公表をした後、7月の役員会で評価委員会を開催し、8月の第16回農業委員会総会にて審議し、議決、承認されましたら、新しい推進委員の方が決定されることとなります。

委嘱日については、8月中旬を見込んでおり、第17回農業委員会総会前に会長から農地利用最適化推進委員へ委嘱する予定でございます。

説明は、以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、質問、ご意見等ございますか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

◎報告第1号～報告第3号

○議長 ないとのことです。続きまして、日程第8、報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」、日程第9、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約について」、日程第10、報告第3号「農地の転用事実に関する照会について」を、一括して議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 はじめに、報告第1号についてご説明いたします。

議案書の23ページをご覧ください。

農地法第5条第1項第6号の規定による届出は1件でございます。

市街化区域内の農地を宅地分譲、道路、モデルハウス用地として、転用するものでございます。

届出書類は調っておりますので受理をいたしました。

続きまして、報告第2号についてご説明いたします。

議案書の24ページから25ページをご覧ください。

農地法第18条第6項の規定による届出は4件でございます。

整理番号1及び3は、耕作者より耕作地の集約化を進め、経営の効率化を図りたいと申し出があったため、整理番号2及び4は、耕作地の集約化を進め、経営の効率化を図りたく申し出たため、賃貸借を設定した農地について、合意により解約されたことに伴う通知でございます。

届出書類は調っておりますので受理をいたしました。

続きまして、報告第3号についてご説明いたします。

議案書の26ページから27ページをご覧ください。

農地の転用事実に関する照会は4件でございます。

法務局から照会のありました農地の所在地及び申請者は、議案書に記載のとおりであり、現地を農業委員及び推進委員と確認いたしました。

法務局には、表の右から4列目、現況欄に記載のとおり回答いたしました。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から報告第1号から第3号の説明がありましたが、ご質問、ご意見がありましたら、挙手をお願いします。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長 それでは、ご質問、ご意見ともにならないようですので、これにて、日程第8から日程第10の報告事項を終了いたします。

◎その他

○議長 この際ですから、他に、ご意見、連絡等がありましたら、各委員又は事務局からお願いいたします。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長 事務局どうぞ。

○事務局 総会終了後、公務災害補償制度及び農業者年金加入推進対策会議を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長 他にございますか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

◎閉 会

○議長 ないようでございますので、以上で、本日の議案の審議および報告事項は全て終了いたしました。

慎重ご審議をいただき、ありがとうございました。

これにて、第14回大網白里市農業委員会総会を閉会いたします。

（午後3時55分）

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和8年6月9日

農業委員会会長 内海 亮一

署名委員 中村 和敏

署名委員 板倉 小百合